

## 瑞浪市離職者雇用事業者助成金交付規則

### (趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就労の場を失った離職者の再就職を支援するため、離職者を雇用した事業者に対し、予算の範囲内において瑞浪市離職者雇用事業者助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 対象労働者 令和2年1月27日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った者で、雇用された時点で市内に住民登録を有するものをいう。
- (3) 賃金 労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金のうち、臨時に支払われるもの及び3月を超える期間ごとに支払われるものを除くものをいう。

### (交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者
- (2) 岐阜県が行う「岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用事業者給付金」（以下「県給付金」という。）の支給決定を受けた者
- (3) 対象労働者を正規雇用労働者として6月を超えて継続雇用する者
- (4) 市税を滞納していない者

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象労働者（県給付金の支給決定に係る者に限る。）を雇い入れてから6月間に当該対象労働者に支払われた賃金額と県給付金の額の差額とし、対象労働者1人あたり40万円を上限とする。

### (交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、県給付金の支給決定を受け

た日から30日以内に、瑞浪市離職者雇用事業者助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 県給付金の申請書の写し
  - (2) 県給付金の支給決定通知書の写し
- (実績報告)

第6条 県給付金の確定通知を受けた事業者は、対象労働者の雇入れ後6月を経過した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、瑞浪市離職者雇用事業者助成金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 県給付金の対象労働者に係る報告書
  - (2) 県給付金の確定通知書の写し
- (交付決定の取消し又は助成金の返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 支出額が予算額に比して著しく減少したとき。
- (4) 県給付金の返還が命じられたとき。
- (5) 前各号のほか市長が取消し又は返還を必要と認めたとき。

(準用)

第8条 この規則に定めない事項については、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号）に定める補助金等の取扱いの例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。